特定非営利活動法人 Learning for All

賃金規程

正職員用

第１章 総 則

（目的）

第１条 この規程は、就業規則第６章、第 37 条（賃金規程への委任）の定めに基づき、LFA の従業員の賃金に関する事項を定めるものである。

（適用範囲）

第２条 この規程は、就業規則第１条に定める正職員（以下「従業員」という）に適用する。

（賃金の支給範囲）

第３条 賃金とは、従業員の労働の対償として支払われるすべてのものをいう。したがって、従業員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第２章 賃 金

（賃金の構成）

第４条 賃金の構成は次のとおりとする。

・基本給

・諸手当

① 管理職手当

② 調整手当

③ 固定残業手当

④ 宿泊引率手当

⑤ 通勤手当

・割増賃金

① 時間外労働割増賃金

② 休日労働割増賃金

③ 深夜労働割増賃金

④ 月 60 時間超時間外労働割増賃金

（基本給の決定）

第５条 基本給は、従業員各人の職務の内容に応じた職務遂行能力等をグレードに区分した基本給テーブルを基準として、毎年度行う人事評価の結果に基づき決定する。

2 基本給は、月額で定めるものとする。

（管理職手当）

第６条 管理職手当は、労働基準法第 41 条にある管理または監督の地位にある者、またはこれに準ずる職制上の地位にある者に支給する。

（調整手当）

第７条 都合により基本給・諸手当以外に支給すべき賃金が必要と判断した場合は、調整手当を支給する。

2 調整手当の支給目的・内容、手当額、支給期間などについては、その都度各人ごとに判断し支給する。

（固定残業手当）

第８条 固定残業手当は、その全額について、あらかじめ月 15 時間に相当する時間外労働割増賃金に充当するものとして支給する。

2 固定残業手当の額は、月 15 時間相当の時間外勤労働割増賃金の額とし、LFA と各従業員の間の個別の労働契約において定める。

3 時間外勤労働割増賃金が前項に定める固定残業手当の額を超える場合には、その差額を支給する。

（宿泊引率手当）

第９条 宿泊引率手当は、従業員が LFA が運営するプログラムに基づき実施する宿泊行事において、児童を引率するため宿泊をした場合、宿泊夜数に応じ、1 日あたり 5,000 円を支給する。

（通勤手当）

第１０条 通勤手当は、従業員の通勤に係る費用負担の補助として、1 か月定期代相当額の通勤手当を支給する。ただし、通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると LFA が認めたものに限ることとする。また、月額 20,000 円を限度として支給する。

2 通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入職、退職、休職 又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、第１６条（中途入社等の場合の日割計算）の定めるところによる。

（割増賃金）

第１１条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第 23 条（適用除外）に該当する者は、第 1 号及び第 2 号の時間外、 休日に関する割増賃金は適用しない。

（１） 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

通常の労働時間の賃金×（1＋0.25）×当該時間数

（２）休日労働割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

通常の労働時間の賃金×（1＋0.35）×休日労働時間数

（３）深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

通常の労働時間の賃金×0.25×深夜労働時間数

（４）月 60 時間超時間外労働割増賃金（法定労働時間月 60 時間を超えて労働させた場合）

月 60 時間を超える通常の労働時間の賃金×（1＋0.50）×当該時間数

（通常の労働時間の賃金）

第１２条 前条でいう「通常の労働時間の賃金」とは、次の算式による額とする。

（基本給＋管理職手当＋調整手当）÷1 か月平均所定労働時間数

（賃金の支払方法）

第１３条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、従業員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

（賃金の控除）

第１４条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む。）の被保険者負担分

(4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

(5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

（賃金の計算期間及び支払日）

第１５条 賃金は、当月 1 日から当月末日までの分について、翌月末日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、 従業員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) 従業員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受

けた場合

(2) 従業員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は親族の 葬儀を行い、その臨時の費用を必要とする場合

(3) 従業員が死亡した場合

(4) 従業員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事情により 1 週間以上にわたって帰郷する場合その他特別の事情があると LFA が認めた場合

(中途入社時等の場合の日割計算)

第１６条 賃金計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合は、1 日当たりの基本給を労働日数分（労働時間分）支払うものとする。 2 諸手当の扱いについては、当該月の労働日数等を考慮してその都度判断 するものとする。

(欠勤等の場合の時間割計算等)

第１７条 欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をした場合の時間については、1 日当たり又は 1 時間当たりの基本給に欠勤、遅刻、早退及び職場離脱の 合計日数・時間数を乗じて得た額を差し引くものとする。ただし、賃 金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のすべてを支給しないものとする。

2 本条及び前条の 1 日当たりの基本給は、基本給をその月の所定労働日数で除して得た額とし、本条の 1 時間当たりの基本給は、1 日当たりの 基本給をその日の所 定労働時間数で除して得た額とする。

3 諸手当の扱いについては、当該欠勤等の期間を考慮してその都度判断するものとする。

(休暇等の賃金)

第１８条 就業規則第 24 条（年次有給休暇）及び慶弔規程に定める慶弔休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。ただし、LFA が必要と認めるときは、 賃金の全部又は一部を支給することがある。

(1) 公民権行使の時間

(2) 産前産後休業

(3) 母性健康管理のための休暇等の時間

(4) 生理日の措置の日又は時間

(5) 育児時間

(6) 育児・介護休業期間（勤務時間の短縮の場合は短縮された時間）

(7) 裁判員等のための休暇

(8) 休職期間

(9) その他規則・諸規程により無給とされた時間及び期間

3 LFA の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1 日につき平均賃金の 6 割とする。

（賃金の改定）

第１９条 基本給及び諸手当等の賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする。）については、原則として毎年 4 月 1 日に行うこととし、改定額については、LF の業績及び従業員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第3章 賞 与

（賞与の支給）

第２０条 賞与は原則として年2 回、LFA の業績と個人の成績を勘案して支給する。

（支給時期）

第２１条 支給時期は原則として以下のとおりとする。但し、状況によっては支給時期を変更、もしくは支給しないことがある。

上期賞与・・・毎年 5 月末日

下期賞与・・・毎年 11 月末日

（算定対象期間）

第２２条 賞与を算定するにあたり、出勤率および実績評価等の算定対象期間は以下のとおりとする。

上期賞与・・・前年 10 月 1 日より 3 月 31 日までの半期

下期賞与・・・4 月 1 日より 9 月 30 日までの半期

（各人の賞与の決定）

第２３条 各人の賞与の決定については以下の各号に定める事項を勘案して行う。ただし、前条に定める算定対象期間の末日時点で入社後 3 か月を経過しない者、および支給日に在籍しない者については賞与を支給しない。

(1) 等級および役職

(2) 対象期間内の成績評価

(3) 対象期間内の出勤率

(4) その他特別の事項

2 支給の内容は賞与原資を基に、以下に定める配分基準表にて算定する。

在籍期間	割合
6か月	100/100
5か月	83/100
4か月	67/100
3か月	50/100
2か月	33/100
1か月	17/100

※1か月に満たない日数は切り捨てとする。

3 就業規則第23条に定める監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者の賞与の決定については、前各項を適用せず、第1項第2号に定める事項を勘案して行う。

（リファラル採用における一時金の付与）

第２４条 従業員が、採用業務において知人・友人を紹介し、紹介した対象 者が内定獲得・内定承諾をし、入職が確定した際、紹介した従業員にリファラル採用に関する一時金を賞与支給タイミングと合わせて支給するもの とする。詳細の金額および支払いの条件についてはリファラル採用補助 制度の資料にて定める。

附則 （施行期日）

(1) この規則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
(2) この規則は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。
(3) この規則は、令和 6年 4月 1日に改定する。
(4) この規則は、令和 8年 1月 22 日に改定する。

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All	事業年度	令和７年４月１日～令和８年３月31日

1　資金に関する事項［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	351,095,789円
受取助成金等	188,547,384円
地域協働型子ども包括支援事業収益	98,543,975円
全国連携・公民連携推進事業収益	34,210,807円
調査研究・普及啓発事業収益	8,056,458円
受取利息	334,788円
貸倒引当金戻入	129,194円
雑収入	1,107,883円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	682,026,278円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
日本政策金融公庫（長期借入金）	51,340,000円
西武信用金庫（長期借入金）	20,000,000円
一般社団法人Ａ	30,000,000円
株式会社Ｂ	10,000,000円
	円
合計	111,340,000円

(3)　その他

なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	118,132,063 円	助成金
		53,185,430 円	助成金
		50,000,000 円	寄附金
		50,000,000 円	寄附金
		41,260,000 円	寄附金、無償役務提供受入評価益

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	42,841,000 円	広告宣伝費
		40,686,609 円	法定福利費
		14,400,000 円	給与
		11,040,015 円	業務委託費、旅費等
		10,105,372 円	業務委託費

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関　係	譲渡資産の内容	譲　渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		商品	R7.4.28	15,637 円	
		商品	R7.10.5	3,637 円	
		商品	R7.5.23	5,637 円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		出向者の受入	R7.4.1 ～ R8.3.31	4,760,000 円	協定書に基づく
		広告宣伝費の支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	42,841,000 円	請求書に基づく
		業務委託費の受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	32,223,346 円	業務委託契約書に基づく
		業務委託費の受取	R7.4.1 ～ R8.3.31	768,000 円	業務委託契約書に基づく
		業務委託費の支払	R8.1.1 ～ R8.3.31	945,000 円	業務委託契約書に基づく
		業務委託費の支払	R7.4.1 ～ R8.3.31	9,935,952 円	業務委託契約書に基づく
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏名	寄附金額	受領年月日
[redacted]	10,000円	令和7年4月30日
	10,000円	令和7年5月30日
	10,000円	令和7年6月30日
	10,000円	令和7年7月31日
	10,000円	令和7年8月29日
	10,000円	令和7年9月30日
	10,000円	令和7年10月10日
	10,000円	令和7年10月31日
	10,000円	令和7年11月28日
	10,000円	令和7年12月30日
	10,000円	令和8年1月30日
	10,000円	令和8年2月27日
	10,000円	令和8年3月31日
	500,000円	令和8年3月31日
	500,000円	令和8年3月31日
	200,000円	令和8年3月31日
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支　給　金　額
[redacted]			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	14,400,000円
			給与	令和７年４月１日～令和７年10月３日	[redacted]
			給与	令和７年10月４日～令和８年３月31日	5,001,094円
			給与	令和７年４月１日～令和７年10月３日	[redacted]
			給与	令和７年10月４日～令和８年３月31日	2,800,000円
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	[redacted]

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和７年４月１日　～　令和８年３月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
64人	213,288,954円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合　　計	円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
該当なし		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1)　役員及びその親族等 (2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✔

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和７年４月１日～令８年３月31日	6人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい （いいえ）	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	（はい） ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有　（無）	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
李炯植	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成26年7月23日就任
熊平美香		理事		○							平成26年7月23日就任
大越一樹		理事		○							平成28年10月14日就任
渡邊伸行		監事		○							平成26年7月23日就任
石神駿一		理事		○							令和7年10月4日就任
辻珠美		理事		○							令和7年10月4日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第９号（法第４４条･５１条･５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（freee 会計）使用 電子帳簿	随時	７年
仕訳帳	会計ソフト（freee 会計）使用 電子帳簿	随時	７年
固定資産台帳	会計ソフト（freee 会計）使用 電子帳簿	随時	７年
給与台帳	給与計算ソフト（freee 人事労務）使用 電子台帳	月１回	７年
現金出納帳	Excel 使用 データ保管	随時	７年
在庫確認表	Excel 使用 データ保管	随時	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人Learning for All	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		✔

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✔

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	（する）	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✔

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	平成　年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 Learning for All	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✔

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等 (注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
二	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注１）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注２）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)